

# 原子力発電所災害対応方針

(改定版)

平成 23 年 3 月 28 日 (月) 策定

平成 23 年 7 月 8 日 (金) 改定

徳島県危機管理会議

## 目 次

第 1	総則	1
1	本方針の位置づけ	1
2	各部局の役割分担について	1
3	本方針の見直しについて	1
第 2	レベル区分毎の対策	2
1	レベル I	2
2	レベル II	3
3	レベル III	4
4	レベル IV	5
5	レベル V	7
第 3	対策実施上の留意事項	8
	(資料 1) 原子力発電所災害対応の概要	9
	(資料 2) 各部局の役割分担	10

## 第 1 総則

### 1 本方針の位置づけ

原子力発電所災害対応方針（以下「本方針」という）は、県民の安全・安心に資することを目的として、原子力発電所における事故等が発生した場合に、県として適切な対応を図るための基本的な考え方を整理したものである。

関係各部署は、本方針に基づき、具体的な対策を実施する。

### 2 各部署の役割分担について

各部署の役割分担については、「(資料2) 各部署の役割分担」によるものとする。

### 3 本方針の見直しについて

本方針の見直しについては、状況の変化等により適宜実施するものとする。

## 第2 レベル区分毎の対策

本県の対応は、原則として、以下のとおり5段階のレベルに従い実施する。ただし、各レベルの基準に満たない場合においても、大気中の放射線量の上昇等により、上位のレベルによる対応を実施することが出来るものとする。

なお、本方針に用いられている各レベルの実施基準については、保健製薬環境センターにあるモニタリングポストによる放射線測定値とする。

### 1 レベルI

#### (1) 実施基準

##### ○ 大気中の放射線量

- ・ 0.067 $\mu$ Sv/h 以下の場合

※ Sv（シーベルト）は、放射線によってどれだけ人体に影響を与えたかをあらわす単位で、1Svは100万 $\mu$ Sv/h（マイクロシーベルト）。

※ 0.067 $\mu$ Sv/hは、徳島県内の平成19年度～平成21年度における観測データの最大値。

#### (2) 実施主体

- 原子力災害対策企画員室

#### (3) 実施対策

次の対策を実施する。

##### ① 環境放射線等のモニタリング検査の実施

〔県民環境部〕

- ・ 大気中の放射線量の測定
- ・ 定時降水物（ちり、ほこり、雨など）の分析
- ・ 上水（蛇口水）の分析
- ・ 測定結果は、県ホームページで公表（毎日）

##### ② 放射線被ばくに関する相談窓口設置

〔保健福祉部〕

- ・ 放射線の影響に関する県民からの健康相談への対応

③ 放射線被ばくに関するスクリーニング検査

〔保健福祉部〕

- ・ 避難指示・屋内退避が指示されている地域内に立ち入り、スクリーニング検査を希望する者に対して検査を実施

④ 県内企業への影響調査

〔商工労働部〕

- ・ 災害に係る原子力発電所が立地、若しくは、その直接的な影響を受ける都道府県に立地する県内関係企業への影響を調査

⑤ 放射能汚染された食品の県内の流通調査

〔危機管理部、農林水産部、保健福祉部〕

- ・ 厚生労働省通知（「放射能汚染された食品の取り扱いについて」H23.3.17）に基づき、県外で、放射能汚染された食品が公表された場合には、その品目について県内の流通状況を調査
- ・ 調査結果は、県ホームページで公表

(4) 対策終期

- 原子力発電所災害が沈静化した後

## 2 レベルⅡ

(1) 実施基準

- 大気中の放射線量
  - ・ 0.067 $\mu$ Sv/h を超え、0.15 $\mu$ Sv/h 未満
  - ※ 0.15 $\mu$ Sv/h は、これまでに観測された全国の平常時の最大値。

(2) 実施主体

- 原子力災害対策企画員室

(3) 実施対策

レベルⅠでの対策に加え、次の対策を実施する。

① 積極的な情報提供の実施

- ・ 県ホームページによる放射能関係の総合ページの作成〔危機管理部〕

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビへの広報依頼〔企画総務部〕
- ・ 市町村への情報提供〔県民環境部〕
- ・ 医療関係機関への情報提供〔保健福祉部〕
- ・ 県内企業への情報提供〔商工労働部〕
- ・ 県内農林水産業者への情報提供〔農林水産部〕
- ・ 県立学校への情報提供〔教育委員会〕
- ・ 私立学校への情報提供〔企画総務部〕
- ・ 市町村教育委員会への情報提供〔教育委員会〕
- ・ 公共交通機関への情報提供〔県土整備部〕

② 県民からの相談窓口の設置

- ・ 環境放射能の測定に関すること〔県民環境部〕
- ・ 食の安全・安心に関すること〔危機管理部、農林水産部、保健福祉部、教育委員会〕
- ・ 放射線被ばくに関すること〔保健福祉部〕
- ・ 農畜水産物の安全に関すること〔農林水産部〕
- ・ 学校の安全に関すること〔教育委員会〕

(4) 対策終期

次の事項が確認された時点で、レベルⅠに移行する。

- 大気中の測定値が、 $0.067\mu\text{Sv/h}$  以下に下がったことが確認された時点

### 3 レベルⅢ

(1) 実施基準

- 大気中の放射線量
  - ・  $0.15\mu\text{Sv/h}$  以上、 $5\mu\text{Sv/h}$  未満
  - ※  $5\mu\text{Sv/h}$  は、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づき、原子力事業者からの通報基準となっている。

(2) 実施主体

- 危機管理会議
  - ※ 全庁的な対応を確保するため、危機管理会議での対応を図る。企

画員室は、危機管理会議の下部組織として活動を継続する。

### (3) 実施対策

レベルⅡでの対策に加え、次の対策を実施する。

- ① 知事による県民へのメッセージの発出
- ② 専門家からの意見聴取
- ③ 危機管理会議の招集・開催
- ④ 国との対策協議
- ⑤ 関西広域連合等隣接府県との連携
- ⑥ 防災関係機関への連絡
- ⑦ 飲料水に対する対応
- ⑧ 県内農畜水産物の放射能残留調査
- ⑨ 県内農畜水産物の風評被害の防止
- ⑩ 災害対策本部の設置に向けた準備

### (4) 対策終期

次の事項が確認された時点で、レベルⅠ又はⅡに移行する。

- ① 大気中の測定値が平常値（ $0.15\mu\text{Sv/h}$  未満）に戻り、県民生活への影響がないことが確認された時点
- ② 県内農畜水産物から放射能が検出されなくなり、県民の不安が払拭された時点

## 4 レベルⅣ

### (1) 実施基準

- 大気中の放射線量
  - ・  $5\mu\text{Sv/h}$  以上、 $500\mu\text{Sv/h}$  未満
  - ※  $500\mu\text{Sv/h}$  が、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に定める原子力緊急事態宣言発令基準となっている。

### (2) 対応主体

- 災害対策本部
  - ※ 地域防災計画上は、原子力事業者からの通報があった時点で、災害対策本部を判断設置することが一般的である。

### (3) 実施対策

#### ○ 災害対策本部の設置

※ 災害対策本部では、必要に応じ、原子力災害対策特別措置法や災害対策基本法等に基づき、次のような対策を実施する。

- ・ 被害情報の把握及び情報の収集
- ・ 緊急時環境モニタリングの実施
- ・ 防災上必要な措置に関する国との協議
- ・ 市町村や関係機関への放射能影響予測結果、被害状況等の通報
- ・ 市町村や関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- ・ 関係機関との応急対策の協議・調整
- ・ 放送機関への緊急放送要請
- ・ 住民広報の実施
- ・ 防護対策区域及び警戒区域の設定
- ・ 市町村に対する屋内退避・避難等の指示
- ・ 自衛隊の災害派遣要請
- ・ 医師会、日本赤十字社への救護班の派遣要請
- ・ 防災業務従事者に対する原子力防災資機材の準備
- ・ 緊急援護備蓄物資の供給
- ・ 救援物資の調達、輸送
- ・ 緊急被ばく医療措置の実施
- ・ 安定ヨウ素剤の配布指示
- ・ 被ばく者に対する除染
- ・ 飲料水・飲食物の摂取制限等
- ・ 被災地の警備、交通の確保及び規制
- ・ 被災地の応急復旧
- ・ 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策の実施
- ・ 学校における屋内退避、避難の誘導
- ・ 児童、生徒に対する心のケア
- ・ 交通機能の状況把握と交通規制のための関係機関との連携
- ・ 交通の確保のための公共交通機関との連携 など

### (4) 対策終期

次の事項が確認された時点で、レベルⅢに移行する。

- ① 大気中の測定値が  $5\mu\text{Sv/h}$  未満に戻り、県民生活への影響がないことが確認された時点

- ② 県内農畜水産物から放射能が検出されなくなり、県民の不安が払拭された時点

## 5 レベルV

(1) 実施基準

- 大気中の放射線量
  - ・ 500 $\mu$ Sv/h 以上

(2) 実施主体

- 災害対策本部
  - ※ 原子力緊急事態宣言がなされれば、国の指示を受け、災害対策本部を設置することになる。

(3) 実施対策

レベルIVでの対策に加え、次の対策を実施する。

- 政府との合同対策会議の実施
  - ※ このレベルでは、各種の対策については、国（現地対策本部）の指示を受け、あるいは国と協議しながら実施することになる。

(4) 対策終期

次の事項が確認された時点で、レベルIVに移行する。

- 原子力緊急事態宣言が解除されたのち、県民生活への影響が小さくなったことが確認された時点

### 第3 対策実施上の留意事項

第2のレベル毎の対策を実施するに際しては、次の点に留意する。

- ① 放射性物質の発生源に係る情報を、できるだけ詳細に収集し、分析を行うこと。
- ② 県民への周知に際しては、できる限り、分かり易い表現を用いて行うこと。  
また、伝達手段についても、県ホームページだけでなく、
  - ・ 報道機関への資料提供
  - ・ ラジオ、ケーブルテレビへの情報提供
  - ・ 市町村の有する広報手段の活用など、あらゆる媒体を活用すること。
- ③ 放射能への対応については、専門的な知識が必要となることが多い。  
そのため、国や関係機関との連携を強めるとともに、専門家の意見等も踏まえながら実施すべき対策を検討すること。

(資料1) 原子力発電所災害対応方針の概要

	実施基準	主体	対策
I	0.067 $\mu$ Sv/h 以下	企画 員室	① 環境放射能の測定 ② 放射線被ばくの相談窓口 ③ スクリーニング検査 ④ 県内企業への影響調査 ⑤ 汚染食品の県内流通調査
II	0.067 $\mu$ Sv/h を超え 0.15 $\mu$ Sv/h 未満	企画 員室	Iに加え ① 積極的な情報提供 ② 県民からの相談窓口設置
III	0.15 $\mu$ Sv/h 以上 5 $\mu$ Sv/h 未満	会議	IIに加え ① 知事による県民へのメッセージ ② 専門家からの意見聴取 ③ 危機管理会議招集・開催 ④ 国との対策協議 ⑤ 関西広域連合等との連携 ⑥ 防災関係機関への連絡 ⑦ 飲料水に対する対応 ⑧ 県内農産物の放射能残留調査 ⑨ 県内農産物の風評被害の防止 ⑩ 災害対策本部の設置準備
IV	5 $\mu$ Sv/h 以上 500 $\mu$ Sv/h 未満	本部	IIIに加え ○ 災害対策本部設置
V	500 $\mu$ Sv/h 以上	本部	IVに加え ○ 政府との合同対策会議

(資料2) 各部署の役割分担

部署名	各部署の役割分担
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原子力災害対応への総合窓口</li> <li>◆実施主体の運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策企画員室</li> <li>・危機管理会議</li> <li>・災害対策本部</li> </ul> </li> <li>◆災害情報の伝達に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページによる放射能関係の総合ページの作成に関すること</li> </ul> </li> <li>◆関西広域連合の原子力災害への対応に関すること</li> <li>◆放射能に関するQ &amp; Aに関すること</li> <li>◆総務省、消防庁、内閣府等関係機関の情報収集に関すること</li> </ul>
企画総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県民への普及啓発等広報に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビへの広報依頼</li> </ul> </li> <li>◆私立学校への情報提供に関すること</li> <li>◆校舎・校庭等、私立学校施設の安全性に関すること</li> <li>◆私立学校の児童・生徒の心身のケア</li> </ul>
県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境放射線等のモニタリング検査に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気等の環境放射線等の測定、公表等に関すること</li> </ul> </li> <li>◆廃棄物の処理に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の計画的処理に関すること</li> </ul> </li> <li>◆市町村への情報提供に関すること</li> <li>◆環境省、文部科学省等関係機関の情報収集に関すること</li> </ul>

<p>保健福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放射線被ばくに関すること（内部被ばくを含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線の影響に関する県民からの健康相談への対応</li> <li>・県民の放射線スクリーニング検査、除染に関すること</li> <li>・医療機関の体制整備に関すること</li> <li>・安定ヨウ素剤等薬剤の備蓄、配布等に関すること</li> <li>・内部被ばく線量の測定に関すること</li> </ul> </li> <li>◆水道水の安全に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水中の放射性物質の検査に関すること</li> <li>・水道水の摂取制限に関すること</li> </ul> </li> <li>◆食品の安全に関すること（農畜水産物を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内流通食品の放射性物質の検査に関すること</li> <li>・県内流通食品の出荷制限、摂取制限に関すること</li> <li>・県内で加工、製造される食品の風評被害対策に関すること</li> </ul> </li> <li>◆医療機関への情報提供に関すること</li> <li>◆厚生労働省等関係機関の情報収集に関すること</li> </ul>
<p>商工労働部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県内企業への影響調査とその対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業への影響調査に関すること</li> <li>・県内企業が製造する製品に対する風評被害に関すること</li> </ul> </li> <li>◆観光業等産業被害に関すること</li> <li>◆県内企業への情報提供に関すること</li> <li>◆経済産業省等関係機関の情報収集に関すること</li> </ul>
<p>農林水産部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農畜水産物の安全に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜水産物の放射性物質の検査に関すること</li> <li>・県内産農畜水産物の風評被害に関すること</li> <li>・輸出農水産物等の安全に関すること</li> </ul> </li> <li>◆農地、農業用水路等の安全に関すること</li> <li>◆家畜の安全に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の飼料等の安全に関すること</li> <li>・避難区域等からの移動等に関すること</li> </ul> </li> <li>◆県内農林水産業者への情報提供に関すること</li> <li>◆農林水産省等関係機関の情報収集に関すること</li> </ul>

<p>県土整備部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水処理副産物の処理に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理副産物の放射線モニタリング調査に関すること</li> <li>・下水処理副産物の計画的処理に関すること</li> </ul> </li> <li>◆港湾における放射線対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から出航するコンテナ及び船舶に対する放射線検査の実施等に関すること</li> </ul> </li> <li>◆公共交通機関への情報提供に関すること</li> <li>◆国土交通省等関係機関への情報収集に関すること</li> </ul>
<p>病院局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県立病院における放射線被ばく患者の対応に関すること</li> </ul>
<p>教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆校舎・校庭等、公立学校施設の安全性に関すること</li> <li>◆県立学校への情報提供に関すること</li> <li>◆市町村教育委員会への情報提供に関すること</li> <li>◆文部科学省等の教育関係機関の情報収集に関すること</li> <li>◆公立学校の児童・生徒の心身のケア</li> </ul>
<p>警察本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共交通機関の規制及び緊急交通路の確保に関すること</li> </ul>